

# 社会保障/年金政策における EBPMの重要性

厚生労働省政策統括官付参事官  
武藤憲真

# 目次

I . 政府内のEBPMの取組み

II . ロジックモデルとは何だろうか？  
（医療費適正化計画の原型を事例として）

III . 年金における根拠データの事例

# I . 政府内のEBPMの取組み

# 統計改革の推進体制について

平成29年2月3日  
統計改革推進会議資料より

## 統計改革推進会議

- 【目的】 政府全体におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）の定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議を設け、改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。
- 【任務】 以下に掲げる抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備について検討し、具体的な方針を取りまとめ、今夏の骨太方針に反映するとともに、統計委員会、関係府省等が連携して進める具体的取組の進捗状況をチェックし、改革を後押しする。
- ・ EBPM推進体制の構築
  - ・ 生産面を中心に見直したGDP統計への整備等
  - ・ GDP統計の精度向上等経済統計の改善
  - ・ 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
  - ・ 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）
- 【構成員】 （閣僚等）官房長官（議長）、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、日本銀行総裁  
（有識者）統計に関する専門知識を有する者9名

## 幹事会

- 【構成員】 （行政機関等）副長官補＋関係府省及び日本銀行の局長クラス等  
（有識者）推進会議の有識者  
（経団連）経済財政委員会統計部会長

## コア幹事会

## <事務局>統計改革推進室

# 令和2年度EBPMの実践における対象施策の拡大等

## 1. 厚生労働省におけるEBPMの目的と役割

### EBPM（証拠に基づく政策立案）とは

➤証拠に基づく政策立案（EBPM）とは、（１）政策目的を明確化させ、（２）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

### EBPMの目的

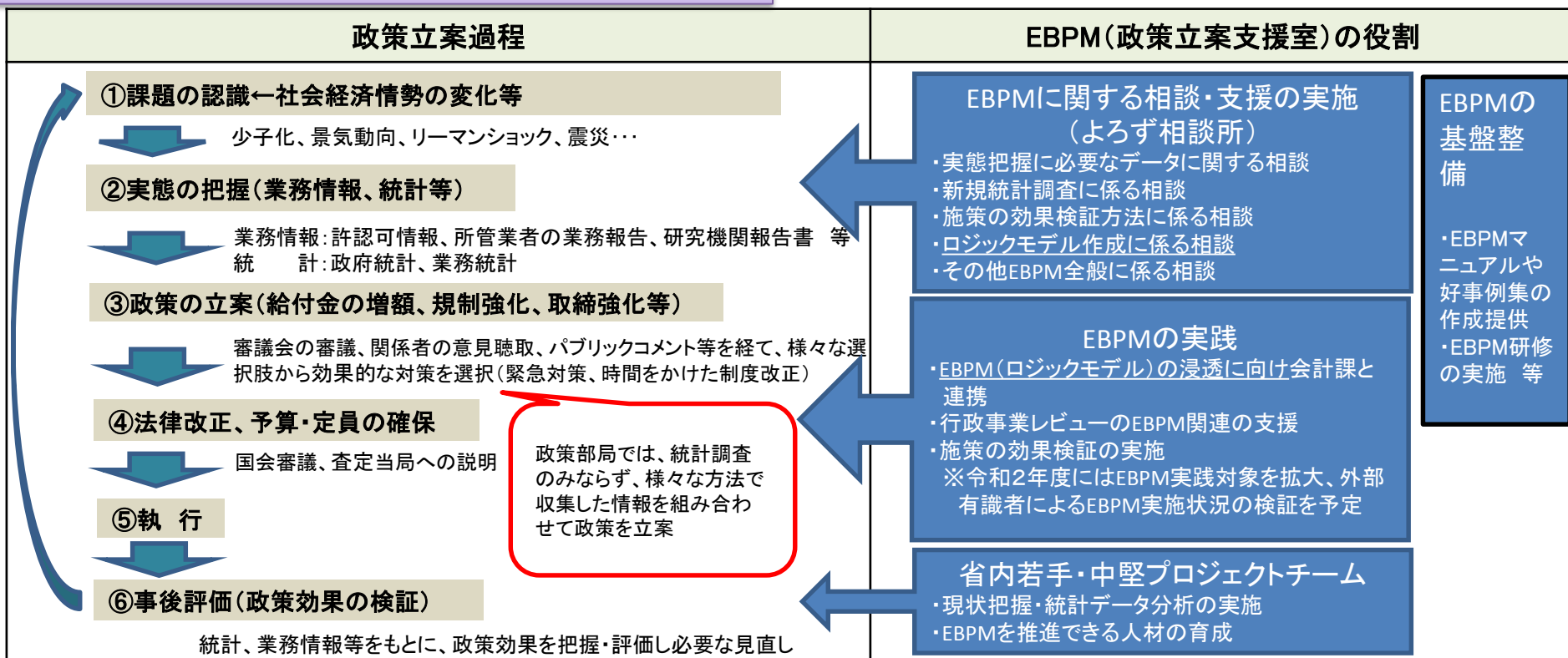
限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、EBPMを推進する必要。

（１）EBPMの意義や効用の浸透を図り、政策立案過程においてEBPMがツールとして使用されること。

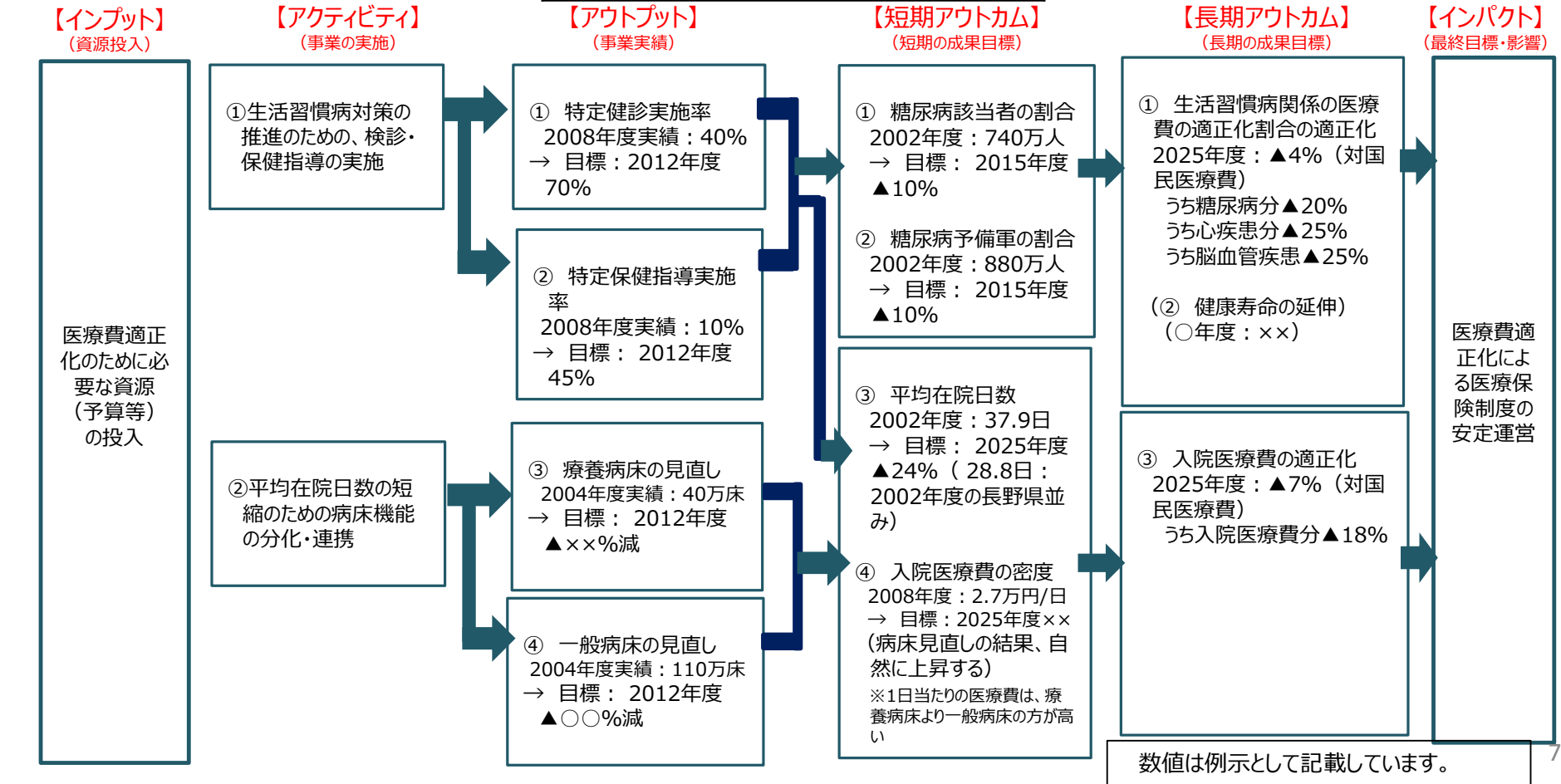
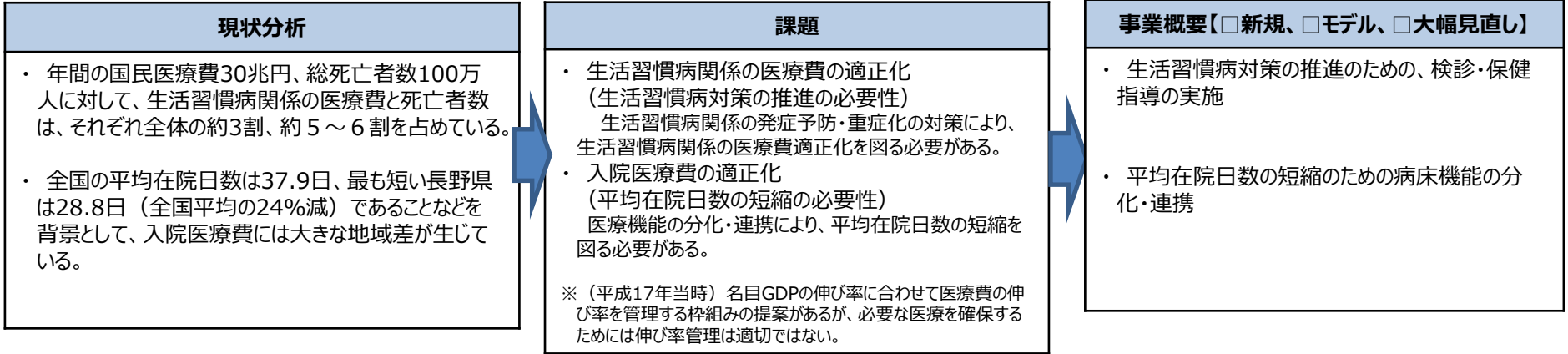
（２）政策への統計利活用を通じて、政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）の構築を目指すこと。

※EBPMサイクルの構築には、これを担う職員の意識改革を含めて、中長期的な視点に立った取組が必要となる。（平成29年5月統計改革推進会議最終取りまとめ）

### 政策立案過程におけるEBPM（政策立案支援室）の役割



## Ⅱ．ロジックモデルとは何だろうか？ (医療費適正化計画の原型を事例として)



# ① 生活習慣病対策の推進

【アウトプット(事業実績)】 ..... × ?

|                   |    | 第1期医療費適正化計画期間 |      |             | 第2期医療費適正化計画期間 |      |      | 第3期期間 |
|-------------------|----|---------------|------|-------------|---------------|------|------|-------|
|                   |    | 2008          | 2010 | 2012        | 2013          | 2015 | 2017 | ～2023 |
| 特定健診<br>実施率 (%)   | 目標 |               |      | <u>70</u>   |               |      | 70   | 70    |
|                   | 実績 | 38.9          | 43.2 | <u>46.2</u> | 47.6          | 50.1 | 53.1 |       |
| 特定保健指導<br>実施率 (%) | 目標 |               |      | <u>45</u>   |               |      | 45   | 45    |
|                   | 実績 | 7.7           | 13.1 | <u>16.4</u> | 17.7          | 17.5 | 19.5 |       |

【短期アウトカム(短期の成果)】 ..... × ?

糖尿病該当者の割合 2002年度：740万人 → 目標：2015年度▲10%、糖尿病予備軍の割合 2002年度：880万人 → 目標：2015年度▲10%

|                      | 2002       | 2007 | 2012 | 2016 |
|----------------------|------------|------|------|------|
| 糖尿病が強く疑われる者 (万人)     | <u>740</u> | 890  | 950  | 1000 |
| 糖尿病の可能性を否定できない者 (万人) | <u>880</u> | 1320 | 1100 | 1000 |

※2002年は「糖尿病実態調査」、2007年以降は「国民健康・栄養調査」より。

※高齢の方が糖尿病該当者・予備軍の割合は高いため、実際には、年次ごとの年齢構成の違い等の外的条件(外部要因の影響)をそろえてから比較する必要がある。

※実際の医療費適正化計画では「糖尿病該当者・予備軍」ではなく、「メタボ該当者・予備軍」の減少率が成果指標とされている。

# ② 平均在院日数の短縮

【アウトプット(事業実績)】 ..... ?

|                   | 2004  | 2008  | 2012  | 2016 |
|-------------------|-------|-------|-------|------|
| 一般病床(病院+診療所) (万床) | 106.9 | 103.8 | 101.0 | 98.5 |
| 療養病床(病院+診療所) (万床) | 37.4  | 35.7  | 34.2  | 33.8 |

【短期アウトカム(短期の成果)】 ..... ○ ?

・平均在院日数(患者調査) 実績：2002年度37.9日 → 目標：2025年度▲24% (28.8日：2002年度の長野県並み)

|           | 2005 | 2008 | 2011 | 2014 | 2017        |
|-----------|------|------|------|------|-------------|
| 平均在院日数(日) | 37.5 | 35.6 | 32.8 | 31.9 | <u>29.3</u> |

※ただし、地域差は依然として存在。

・1日当たり医療費 入院：2008年度27290円 → 2017年度35205円 (+29%)

入院外：2008年度7056円 → 2017年度8655円 (+23%) であり、入院の単価(1日当たり医療費)の伸びが高い

差の差分析？

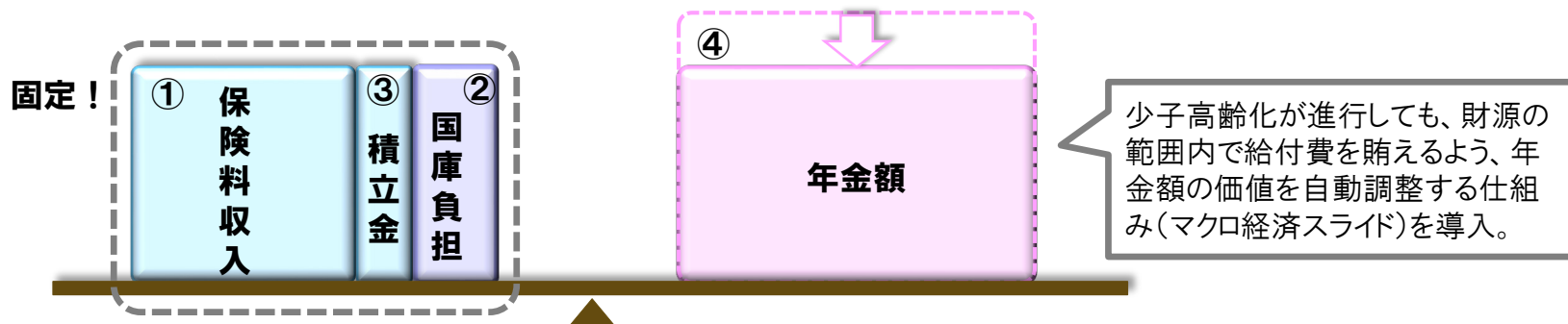
※ 事業を始める前には、その有用性を確保するために、先行研究や先発自治体の先行事例等について確認しておく！

# 平成16年以降の 社会保障制度改革の歴史(抜粋)

- 平成16年～18年改革(年金、介護、医療)
- 社会保障国民会議(平成20年1月～)
- 政権交代(平成21年)
- 社会保障と税の一体改革(メインの法改正は平成24年、消費税は社会保障4経費へ(子育ても含む))
- 社会保障制度改革国民会議(平成24年11月～、平成25年夏に報告書)
- 政権交代(平成24年)
- 平成26年財政検証とオプション試算
- これから(令和元年10月消費税率10%への引き上げなど一体改革は一区切り、全世代型社会保障検討会議(令和元年9月～)、ターゲットは2025年から2040年へ)

# 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ）

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

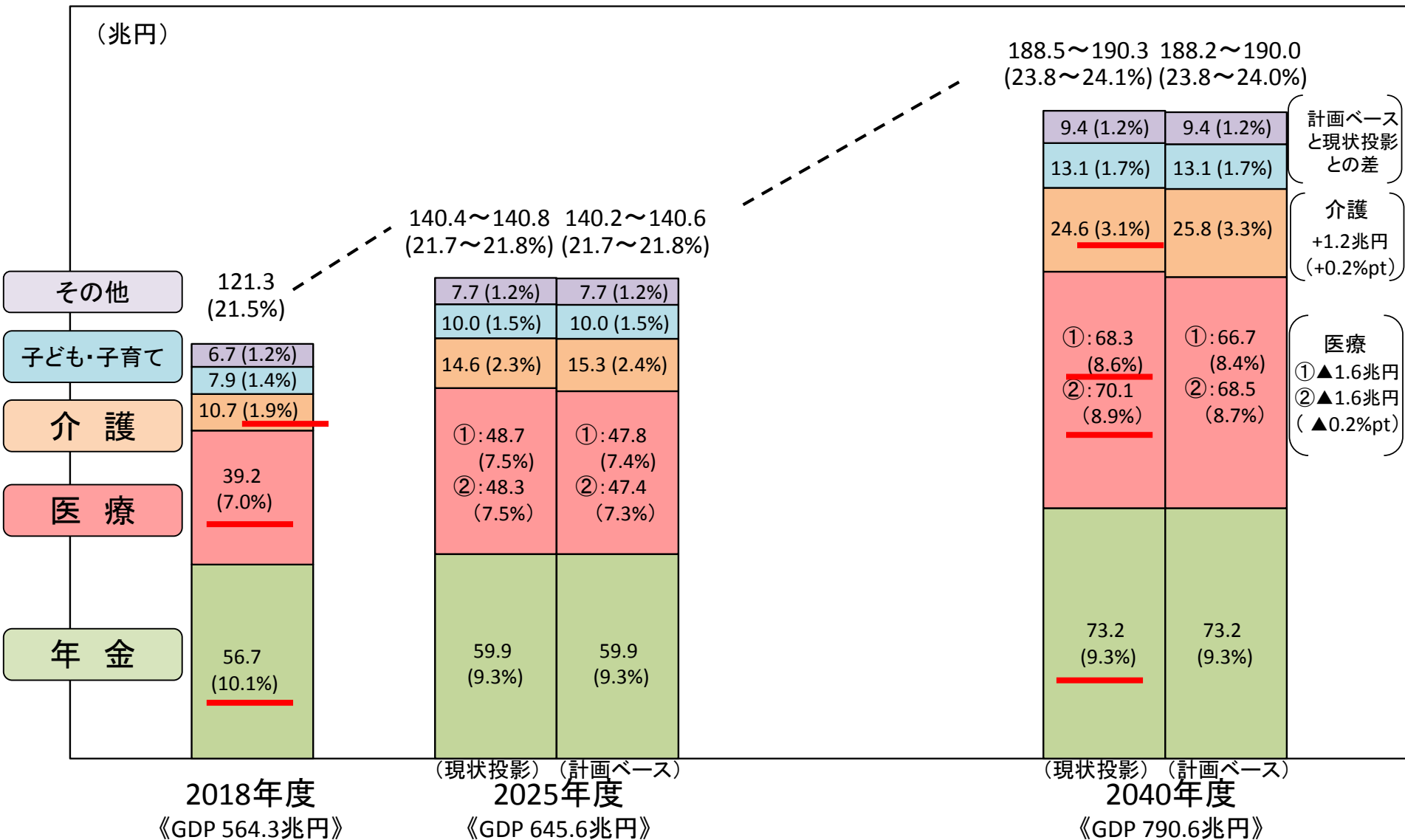
平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:62.7%(平成26年度) ⇒ 50.6%~51.0%(平成55~56年度) <平成26年財政検証・ケースA~E>

# 社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）



(注1) ( )内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおり給付費に幅がある。

(注2) 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

## 中長期的な医療費適正化の効果の試算

生活習慣病対策の推進、医療機能の分化・連携の推進、平均在院日数の短縮、地域における高齢者の生活機能の重視を一体的かつ計画的に行うことにより、構造的な医療費適正化を進めると、中長期的に以下のような効果が期待できる。

|                 |                   | 2015年度                 | 2025年度                 |
|-----------------|-------------------|------------------------|------------------------|
| 「給付と負担の見通し」の推計額 |                   |                        |                        |
|                 | 国民医療費<br>(対国民所得比) | 49兆円<br>( <u>11%</u> ) | 69兆円<br>( <u>13%</u> ) |
|                 | 給付費<br>(対国民所得比)   | 41兆円<br>(9%)           | 59兆円<br>(11%)          |
| 生活習慣病対策の推進(①)   |                   | 約1.6兆円                 | 約2.8兆円                 |
| 平均在院日数の短縮(②)    |                   | 約1.7兆円                 | 約4.9兆円                 |
| 医療費適正化効果総額(①+②) |                   | 約3.3兆円                 | 約7.7兆円                 |
|                 | 対国民所得比            | 0.7%                   | 1.5%                   |
| 給付費減少総額         |                   | 約2.8兆円                 | 約6.5兆円                 |
|                 | 対国民所得比            | 0.6%                   | 1.2%                   |

(注)粗い試算の結果であり、今後、具体的な方策について更に議論を進める中で、その効果についても併せて精査を行う必要がある。

# 1. 生活習慣病対策について

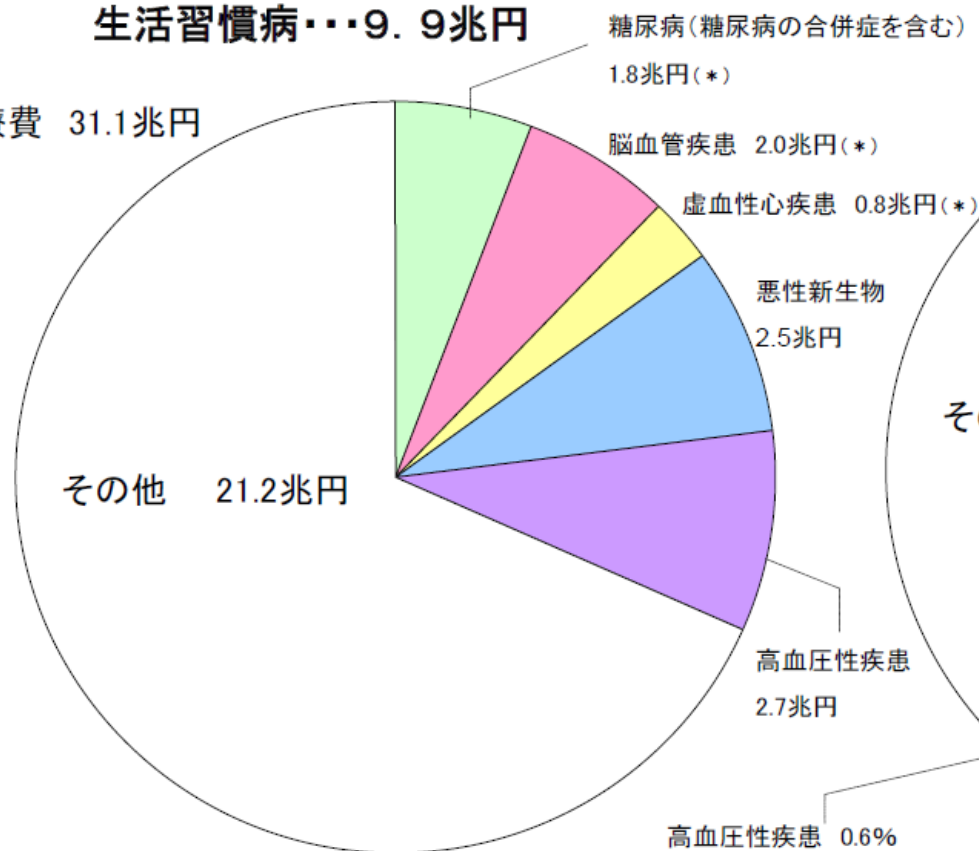
## 生活習慣病の医療費と死亡数割合

生活習慣病は、国民医療費の約3割を占め、死亡数割合では約6割を占める。

医療費(平成14年度)

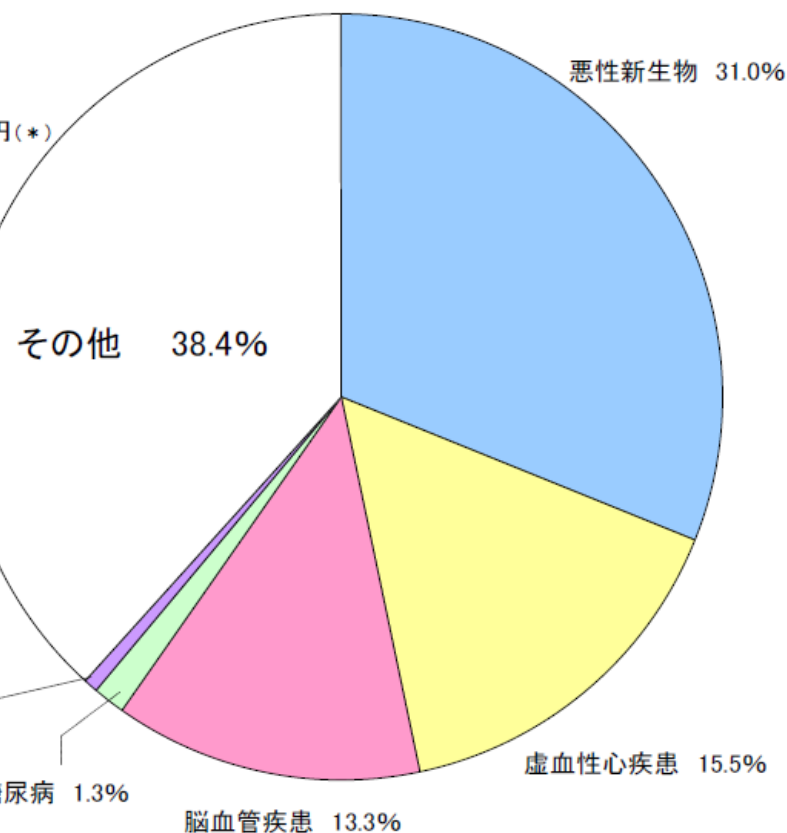
生活習慣病・・・9.9兆円

国民医療費 31.1兆円



死因別死亡割合(平成14年)

生活習慣病・・・61.6%



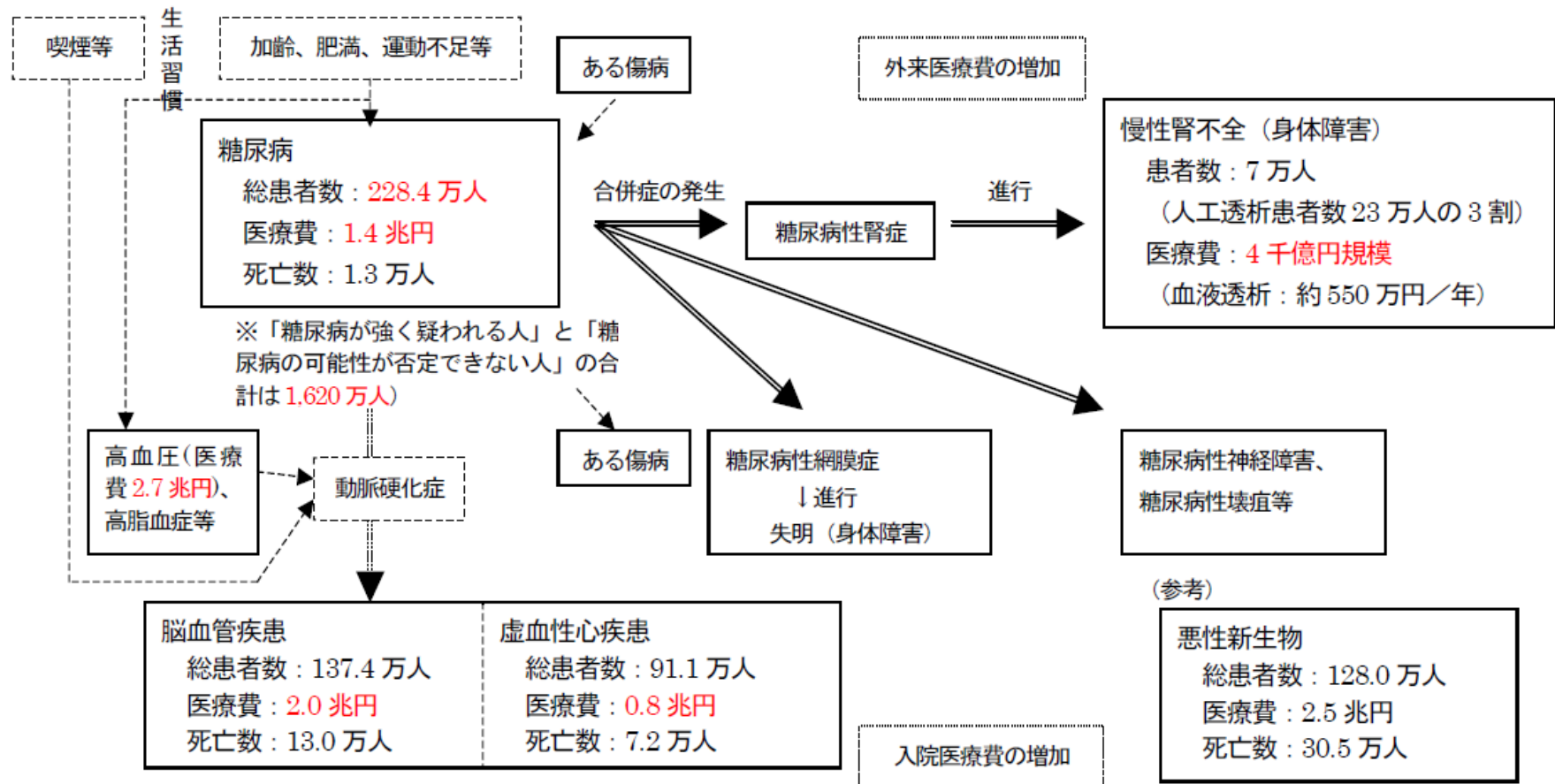
(\*)・・・「健康フロンティア戦略」に目標値が定められた疾病のうち、生活習慣病対策による医療費適正化効果の試算を行った疾病

(注)国民医療費(平成14年度)、わが国の慢性透析療法の現況(2003年12月31日)等により作成

(注)人口動態統計(平成14年)により作成

## 糖尿病を中心とした生活習慣病等の進行例

○ 患者の主傷病が糖尿病であるものに、その疑いのあるものを含めると、各種の生活習慣病等に大きな影響がある。



## 糖尿病の発症予防・重症化予防の対策のイメージ

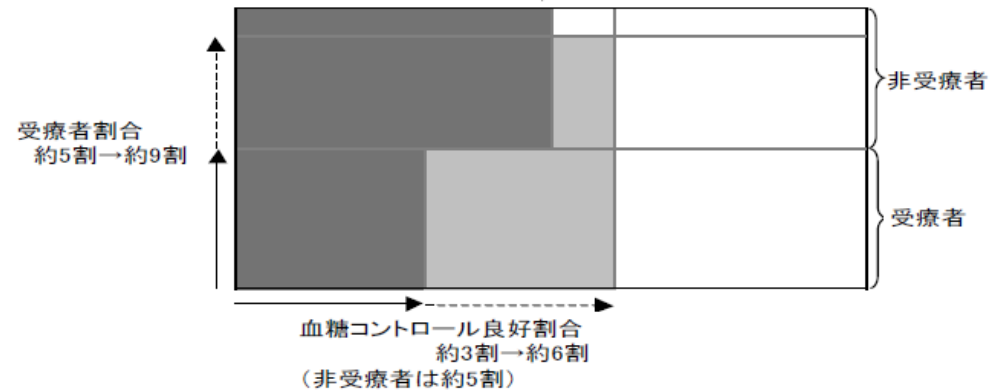
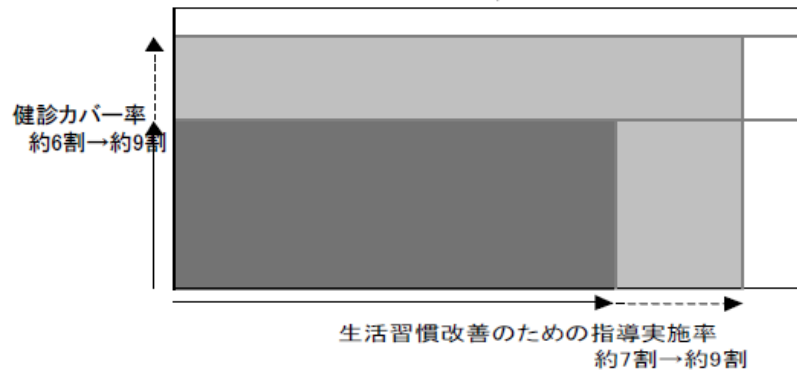
糖尿病(糖尿病が強く疑われる人)+予備群(糖尿病の可能性が否定できない人)=1,620万人（平成14年）

予備群(要指導群) 880万人

糖尿病(要医療群) 740万人

発症予防の推進

重症化予防の推進



(仮定)

- ・ 健診カバー率を 約6割 → 約9割へ
- ・ 指導実施率を 約7割 → 約9割へ と拡大すると、
- ・ **糖尿病発症者(4年以内)は 約280万人 → 約210万人 (約2割の減)**

(注)糖尿病発症率(4年以内)を 指導あり約2割、指導なし約4割として計算

----->  
糖尿病発症者の減少

(仮定)

- ・ 受療者割合を 約5割 → 約9割へ
  - ・ 血糖コントロール良好割合を 約3割 → 約6割へと拡大すると、
  - ・ 血糖コントロール良好者は 約300万人 → 約440万人(140万人の増)となり、
  - ・ **合併症発症者(6年以内)は30万人減少**
- (注)増加した良好者のうち2割が合併症発症防止(6年以内)されるとして計算

----->  
合併症発症者の減少

糖尿病の発症予防・重症化予防の対策は、心疾患、脳卒中等の対策とも共通しており、さらに相乗効果がある

(主傷病が虚血性心疾患の67%、脳血管疾患の57%、腎不全の80%、悪性新生物の29%は、副傷病まで含めると糖尿病・高血圧・高脂血症のうちいずれかを保有している)

※ 糖尿病実態調査(平成14年)、N Engl Med 2002;346:393-406、Diabetes Research and Clinical Practice 28(1995) 103-117(熊本スタディ)、社会医療診療行為別調査(平成14年)等より

## (2)医療機能の分化・連携の推進、平均在院日数の短縮、 地域における高齢者の機能の重視

### 平均在院日数が短縮した場合の医療費適正化効果(粗い試算)

○ 全国の平均在院日数(37.9日)が、最も短い長野県(28.8日)と同程度(24%減)となるものと仮定して、医療費の適正化効果について粗い試算を行うと、2.2兆円程度(2002年度ベース)となる。

(注1) 2002年度の入院医療費＋入院時食事医療費は12.5兆円

$2.2 \text{ 兆円} \div 12.5 \text{ 兆円} = 0.18\%$

(注2) 平均在院日数(病院・診療所の全病床に係る数値)は「患者調査」(平成14年)

○ 上記程度の効果が2025年度に現れるとすると、医療費の適正化効果は2025年度には4.9兆円程度となる。

(上記の半分程度の効果が2015年度に現れるとすると、2015年度には1.7兆円程度となる。)

(参考)平均在院日数の各国比較

| アメリカ | イギリス | ドイツ   | フランス  | 日本<br>(2003年)                                      |
|------|------|-------|-------|----------------------------------------------------|
| 6.7日 | 8.3日 | 11.6日 | 13.5日 | (全病床) 36.4日<br>(一般病床＋療養病床) 28.3日<br>(一般病床のみ) 20.7日 |

出所: 日本以外の各国はOECD Health Data 2004、日本については厚生労働省「病院報告」(平成15年)

(注1) 日本以外の各国の対象病床は以下の通り。

アメリカ: American Hospital Associationに登録されている全病院の病床 イギリス: NHSの全病床(長期病床は除く)

ドイツ: 急性期病床、精神病床、予防治療施設及びリハビリ施設の病床(ナースিংホームの病床を除く)

フランス: 急性期病床、長期病床、精神病床、その他の病床

(注2) 日本については、診療所の病床は含まれない。

### Ⅲ．年金における根拠データの事例

# 公的年金の財政検証について

## 平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ  
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
  - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

どれくらい  
の世帯が  
あるか？

業務統計では  
分からない！

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。(40年間厚生年金加入＋第3号被保険者(専業主婦等)の世帯)

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

|         |       |        |       |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| 平成26年度: | 62.7% | 12.8万円 | 9.0万円 | 34.8万円 |
|---------|-------|--------|-------|--------|

# 公的年金制度とライフコース



働き方・暮らし方に応じて加入

国民年金  
(第1号被保険者)  
〔 自営業者・大学生等 〕



厚生年金  
(第2号被保険者)  
〔 会社員・公務員等 〕



国民年金  
(第3号被保険者)  
〔 専業主婦等 〕



(20歳から)

保険料が払えない時は免除制度あり

(就職から)

転職、暮らしの変化等

(20歳から)

毎月16,340円(定額)  
を負担

転職等

月給の18.3% 負担  
(半分は会社が負担)

転職等

負担なし(第2号  
被保険者全体で負担)

(原則60歳まで)

※ 平成30年度

(退職まで)

※ 平成29年9月～

(60歳まで)

(65歳から)

月約65,000円(満額)  
(基礎年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

月約154,000円(平均)  
(基礎年金+厚生年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

月約65,000円(満額)  
(基礎年金)

(亡くなるまで)

厚生年金  
(所得比例)

基礎年金(定額)

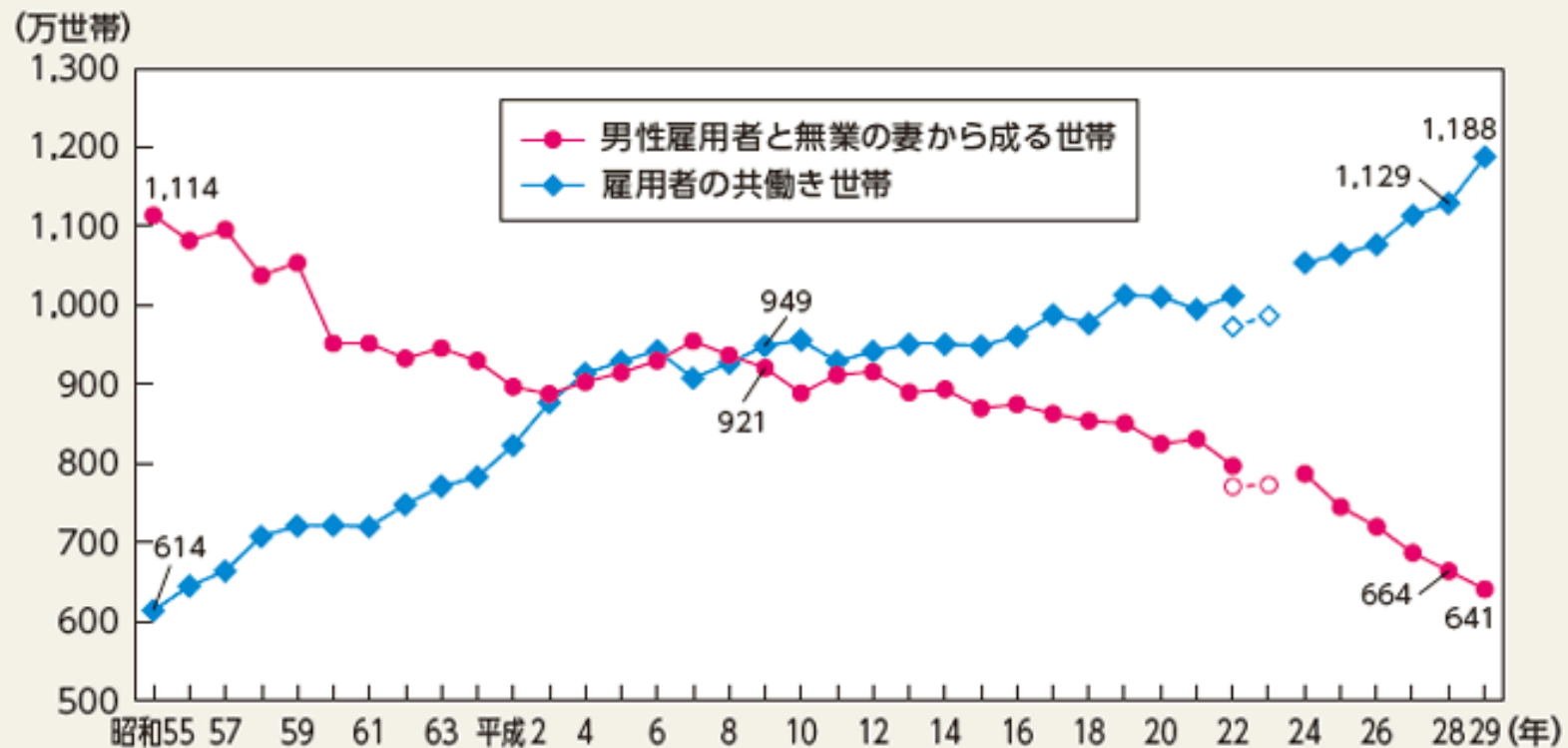
基礎年金(定額)

基礎年金(定額)

【現役時代】  
保険料を負担

【引退後】  
年金を受給

### I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第3-7-4表 夫婦の公的年金加入状況別世帯数

(単位:千組)

|                | 夫の加入制度      |             |             |        |             |
|----------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|
|                |             | 第1号<br>被保険者 | 第2号<br>被保険者 |        | 第3号<br>被保険者 |
| 妻の<br>加入<br>制度 | 加入者計        | 2,633       | 14,795      | 100.0% | 144         |
|                | 第1号<br>被保険者 | 2,064       | 395         | 2.7%   | ・           |
|                | 第2号<br>被保険者 | 569         | 5,156       | 34.8%  | 144         |
|                | 第3号<br>被保険者 | ・           | 9,244       | 62.5%  | ・           |

出典:平成26年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

第3-7-3表 年金を受給している夫婦世帯（ともに65歳以上）  
における現役時代の経歴類型

(%)

|                         |                   | 妻の現役時代の経歴類型 |       |             |             |                       |            |       |      |
|-------------------------|-------------------|-------------|-------|-------------|-------------|-----------------------|------------|-------|------|
|                         |                   | 合計          | 正社員中心 | 常勤パート<br>中心 | アルバイト<br>中心 | 収入を伴う仕事をしていない<br>期間中心 | 中間的な<br>経歴 | 自営業中心 | 不明   |
| 夫の<br>現役時代<br>の経歴<br>類型 | 合計                | 100.0       | 22.4  | 12.4        | 2.9         | 20.2                  | 12.8       | 12.1  | 17.1 |
|                         | 正社員中心             | <u>76.4</u> | 19.6  | 10.4        | 2.1         | 18.4                  | 10.7       | 3.3   | 11.9 |
|                         |                   | (100)       | (26)  |             |             | <u>(54)</u>           |            | (4)   | (16) |
|                         | 常勤パート中心           | 1.6         | 0.2   | 0.5         | 0.2         | 0.2                   | 0.3        | 0.0   | 0.3  |
|                         | アルバイト中心           | 1.4         | 0.3   | 0.2         | 0.2         | 0.1                   | 0.2        | 0.0   | 0.4  |
|                         | 自営業中心             | 13.8        | 1.3   | 0.9         | 0.3         | 1.1                   | 0.6        | 8.3   | 1.2  |
|                         | 収入を伴う仕事をしていない期間中心 | 0.1         | 0.0   | -           | -           | 0.1                   | -          | -     | 0.0  |
|                         | 中間的な経歴            | 1.6         | 0.2   | 0.1         | 0.0         | 0.2                   | 0.9        | 0.0   | 0.1  |
|                         | 不明                | 5.1         | 0.9   | 0.3         | 0.1         | 0.3                   | 0.2        | 0.4   | 3.0  |

(注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であったものとし（他も同様）、  
「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるものとする。

(出典) 高齢年金受給者実態調査（平成24年11月調査）

表 2 5 夫の現役時代の経歴類型別・妻の現役時代の経歴類型別 世帯の公的年金の平均年金額  
(ともに 65 歳以上である夫婦世帯)

|                             |                       | 妻の現役時代の経歴類型 |             |             |             |             |                           |             |             |
|-----------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|
|                             |                       | 合計          | 正社員中心       | 常勤パート中心     | アルバイト中心     | 自営業中心       | 収入を伴う<br>仕事をしていない<br>期間中心 | 中間的な経歴      | 不詳          |
| 夫の<br>現役時<br>代の<br>経歴<br>類型 | 合計                    | 万円<br>294.7 | 万円<br>348.1 | 万円<br>287.1 | 万円<br>272.8 | 万円<br>200.2 | 万円<br>320.1               | 万円<br>295.6 | 万円<br>268.4 |
|                             | 正社員中心                 | 327.3       | 364.4       | 304.0       | 305.3       | 299.6       | 334.9                     | 314.3       | 298.4       |
|                             | 常勤パート中心               | 260.6       | 300.5       | 245.7       | 191.2(*)    | 273.0       | 263.6                     | 249.1       | 303.5       |
|                             | アルバイト中心               | 198.7       | 232.6       | 200.5       | 179.0(*)    | 181.4       | 209.7                     | 219.5       | 169.9       |
|                             | 自営業中心                 | 166.9       | 207.7       | 176.7       | 163.5       | 160.2       | 165.5                     | 171.6       | 160.3       |
|                             | 収入を伴う仕事を<br>していない期間中心 | 186.6(*)    | 352.0       | -           | -           | -(*)        | 111.4                     | -(*)        | 151.0       |
|                             | 中間的な経歴                | 195.7       | 257.0       | 203.0       | (*) 375.0   | (*) 150.0   | 154.0                     | 183.8       | 201.7       |
|                             | 不詳                    | 210.3       | 258.3       | 198.6       | (*) 179.7   | 189.3       | 193.4                     | 229.8       | 200.7       |

表 2 6 夫の現役時代の経歴類型別・妻の現役時代の経歴類型別 世帯の平均収入額  
(ともに 65 歳以上である夫婦世帯)

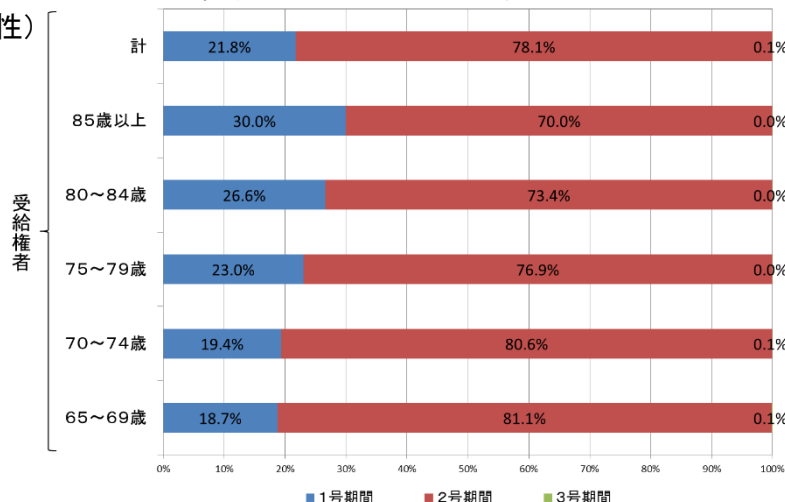
|                             |                       | 妻の現役時代の経歴類型 |             |             |             |             |                           |             |             |
|-----------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|
|                             |                       | 合計          | 正社員中心       | 常勤パート中心     | アルバイト中心     | 自営業中心       | 収入を伴う<br>仕事をしていない<br>期間中心 | 中間的な経歴      | 不詳          |
| 夫の<br>現役時<br>代の<br>経歴<br>類型 | 合計                    | 万円<br>411.7 | 万円<br>471.6 | 万円<br>364.6 | 万円<br>369.7 | 万円<br>425.1 | 万円<br>416.4               | 万円<br>370.0 | 万円<br>389.9 |
|                             | 正社員中心                 | 436.6       | 484.8       | 382.3       | 410.6       | 528.6       | 429.6                     | 393.9       | 433.6       |
|                             | 常勤パート中心               | 330.8       | 300.5       | 299.8       | 339.3(*)    | 373.0       | 390.7                     | 325.9       | 363.4       |
|                             | アルバイト中心               | 239.5       | 272.9       | 294.2       | 206.6(*)    | 199.5       | 228.8                     | 227.0       | 210.4       |
|                             | 自営業中心                 | 362.3       | 398.8       | 264.8       | 253.2       | 392.5       | 308.8                     | 234.7       | 332.9       |
|                             | 収入を伴う仕事を<br>していない期間中心 | 277.4(*)    | 434.0       | -           | -           | -(*)        | 111.4                     | -(*)        | 451.0       |
|                             | 中間的な経歴                | 241.3       | 287.9       | 213.4       | (*) 375.0   | (*) 605.0   | 219.9                     | 223.9       | 240.9       |
|                             | 不詳                    | 286.0       | 425.8       | 261.9       | (*) 185.6   | 249.1       | 235.0                     | 307.1       | 257.2       |

# 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴①

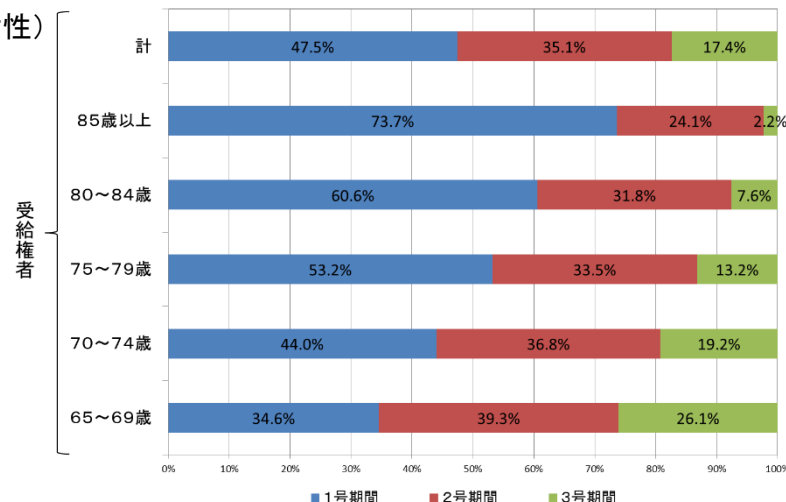
- 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴をみると、基礎年金のうち1号期間に係る給付が男性で約2割、女性で約5割程度であり、**厚生年金(2号期間又は3号期間)に係る給付の割合の方が大きい**。
- 年齢が低いほど1号期間の割合が低下**しており、この傾向は**特に女性で顕著**に現れている。  
※ ただし、昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。
- また、拠出金算定対象者数をみると、**1号被保険者は全体の14%程度**であり、今後、**1号期間はさらに低下が見込まれる**。

## ＜老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴の状況(H27)＞

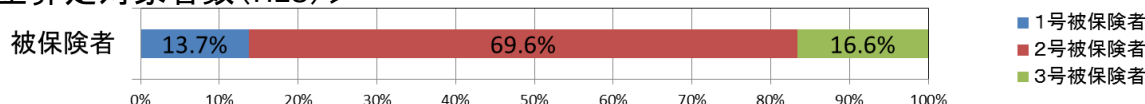
(男性)



(女性)



## ＜基礎年金拠出金算定対象者数(H28)＞



- ※1 各受給権者における過去の総加入期間に対する1号～3号期間の割合を年齢階級別に集計したもの。ただし、1号期間については、  

$$\text{全額納付月数} + 1/4 \text{免除納付月数} \times 3/4 + \text{半額免除納付月数} \times 1/2 + 3/4 \text{免除納付月数} \times 1/4$$
 で計算しており、免除の状況に応じて加入期間を補正している。また、納付猶予期間は加入期間に含めておらず、共済期間は第2号期間としている。
- ※2 昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。
- ※3 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。

資料: 年金局調べ

## 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴②

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間のうち、1号期間のみ有する者は11.0%となっており、**約9割の者は、厚生年金に関わる期間(2号期間又は3号期間)を有している。**
- 65歳の者だけでみると、1号期間のみ有する者は4.4%となっており、1号期間のみの割合は、年齢が低いほど減少していると考えられる。

### ＜老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴(H27)＞

|                     |  | 受給権者数<br>(万人) |        | (再掲)65歳の<br>受給権者数(万人) |        |
|---------------------|--|---------------|--------|-----------------------|--------|
| 計                   |  | 3,004         | 100.0% | 161                   | 100.0% |
| 1号期間のみ              |  | 331           | 11.0%  | 7                     | 4.4%   |
| 2号期間又は3号期間のみ        |  | 745           | 24.8%  | 40                    | 25.2%  |
| 1号期間と2号又は3号期間の両方を保有 |  | 1,928         | 64.2%  | 113                   | 70.5%  |

※1 未納期間及び納付猶予期間は第1号期間とせずに集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※2 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。

資料:年金局調べ